

令和7年度

PTA 総会要項

PTA事業活動報告

月	本部		環境部【地区代】		健康部【学級委員】	
4	5	常任委員会・役員会(新旧本部)	5 20	役員会(新理事) 部会	5 20	役員会(新理事) 部会
	8	入学式・1年生学級委員選出				
	20	総会(書面審議)9日配付・15日締め				
	20	専門部会				
5	10	常任委員会・役員会	10	役員会	10	役員会
			17	通学路安全点検(通年) 草取り集会	17	草取り集会
6						
7			11	交通安全キャンペーン		研修会参加
8	31	PTA奉仕作業(予備日9/1)	31	PTA奉仕作業(予備日9/1)	31	
台風の影響により中止						
9	6	常任委員会・役員会	2	次年度地区代報告書配布(13日締め)	6	役員会
			6	役員会		
10月12日～21日 除草作業ウィーク						
10	4	常任委員会・役員会	4	役員会	4	役員会
	26	運動会駐車場案内など			25	運動会案内表示準備
	26	本部役員・理事選出			26	運動会案内表示片付け
11	1	常任委員会・役員会	1	役員会	1	役員会
	8	子どもの未来を語る会(兼家庭教育講座)	8	子どもの未来を語る会(兼家庭教育講座)	8	子どもの未来を語る会(兼家庭教育講座)
	8	学級委員選出集計(立ち会い)	8		8	学級委員選出用紙の集計(学級委員)
12	5	学校保健委員会	5	学校保健委員会	5	学校保健委員会
	5	学級委員選出			5	学級委員選出(学級委員)
1						
2	7	新旧常任委員会・役員会 (新本部役員出席)	7	役員会・専門部会 (新理事出席)	7	役員会・専門部会 (新理事出席)
	全体会 ⇒ 新旧役員会・専門部会としての開催					
3	19	卒業式	5	学校環境整備		
	25	会計監査	5	町別児童会(新旧地区代表)		
備考	図書・キッズ農園ボランティア活動あり					

PTA一般会計決算報告書

1. 収入

項目	予算額A	決算額B	差引(B-A)	備考
前年度繰越金	520,670	520,670	0	
会費	691,200	713,800	22,600	
合計	1,211,870	① 1,234,470	22,600	

2. 支出

項目	予算額A	決算額B	差引(A-B)	備考	
事務費	事務費	10,000	0	10,000	用紙・インク・印刷費・会議運営通信費等
	接待費	20,000	3,985	16,015	校医来賓等接待費
	旅費	20,000	22,311	-2,311	市P連参加費等
	分担費	40,000	40,180	-180	市P連分担金等
	慶弔費	10,000	0	10,000	慶弔
	小計	100,000	66,476	33,524	
PTA活動費	研修費	25,000	13,000	12,000	講師謝礼金
	部会費	10,000	0	10,000	各部活動費(健康・環境)
	広報費	35,000	33,000	2,000	しおさい印刷費
	運営費	30,000	29,738	262	三重県PTA安全互助会会費
	小計	100,000	75,738	24,262	
児童活動費	児童祝賀費	200,000	126,944	73,056	卒業祝(筒・卒業記念品等)
	行事指導費	15,000	0	15,000	学校行事・クラブ・委員会活動補助
	小計	215,000	126,944	88,056	
教育振興費	人権等 教育振興費	25,000	25,000	0	人権・国際理解教育研修会参加費等
	環境整備費	350,000	110,138	239,862	環境整備、入学式・卒業式生花
	運営費	25,000	0	25,000	研修・諸団体負担金補助
	小計	400,000	135,138	264,862	
予備費	10,000	0	10,000		
合計	825,000	② 404,296	420,704		

3. 差引残高

$$\textcircled{1} \quad 1,234,470 \quad - \quad \textcircled{2} \quad 404,296 \quad = \quad 830,174$$

差引残高 **830,174** 円は、次年度へ繰り越します。

会計



※個人情報の観点から、HP上では名前を非表示にしています。

PTA特別会計決算報告書

収入の部

前年度繰越金 248,573 円

248,573 円

支出の部

0 円

差引残高

248,573 - **0** = **248,573**

差引残高 **248,573** 円は、次年度へ繰り越します。

会計

※個人情報の観点から、HP上では名前を
非表示にしています。

会計監査報告

令和6年度 塩浜小学校PTA一般会計並びに特別会計について

監査の結果、関係諸帳簿は整備され、出納は適切であると認めます。

令和7年3月25日

会計監査委員

※個人情報の観点から、HP上では名前を
非表示にしています。

PTA事業活動計画（案）

月	本部		環境部【地区代】		健康部【学級委員】	
4	7	入学式・1年生学級委員選出	11	役員会(新理事)	11	役員会(新理事)
	11	常任委員会・役員会(新旧本部)	19	部会	19	部会
	19	総会(書面審議)				
5	2	常任委員会・役員会	2	役員会	2	役員会
				通学路安全点検(通年)		
			23	草取り集会	23	草取り集会
			30	草取り集会(予備日)	30	草取り集会(予備日)
6						
7			11	交通安全キャンペーン	}	研修会参加
8	30	PTA奉仕作業	30	PTA奉仕作業		
	31	PTA奉仕作業(予備日)	31	PTA奉仕作業(予備日)	31	PTA奉仕作業(予備日)
9						
10	3	常任委員会・役員会	3	役員会	3	役員会
	14-20	除草作業ウィーク	14-20	除草作業ウィーク	14-20	除草作業ウィーク
	25	運動会準備(当日)			24	運動会準備(前日)
	25	本部役員・理事選出			25	運動会片付け(当日)
11	7	常任委員会・役員会	3	役員会	3	役員会
	14	授業参観	14	授業参観	14	授業参観
		学級委員選出集計(立ち合い) 子どもの未来を語る会(未定)		子どもの未来を語る会(未定)		学級委員選出集計(学級委員) 子どもの未来を語る会(未定)
12	11	学校保健委員会 学級委員選出	11	学校保健委員会	11	学校保健委員会 学級委員選出(学級委員)
1						
2	6	新旧常任委員会・役員会 (新本部役員出席)	6	新旧役員会・専門部会 (新理事出席)	6	新旧役員会・専門部会 (新理事出席)
全体会 ⇒ 新旧役員会・専門部会としての開催予定						
3	19	卒業式	4	学校環境整備		
	25	会計監査(予定)	4	町別児童会(新旧地区代表)		
備考	図書・キッズ農園ボランティア活動あり					

※未確定な予定のため、最新版でご確認ください。

PTA一般会計予算(案)

1. 収入

項目	予算額	備考
前年度繰越金	830,174	
会費	691,200	(世帯数) 400 × 12 × 130 = 624,000 円 (職員数) 400 × 12 × 14 = 67,200 円
合計	1,521,374	

2. 支出

項目	予算額	備考	
事務費	事務費	10,000	用紙・インク・印刷費・会議運営通信費等
	接待費	15,000	校医来賓等接待費(湯茶代含む)
	旅費	20,000	市P連参加費
	分担費	40,000	市P連分担金
	慶弔費	10,000	慶弔
	小計	95,000	
PTA活動費	研修費	25,000	講師謝礼金
	部会費	10,000	各部活動費(健康・環境)
	広報費	35,000	しおさい印刷費
	運営費	30,000	三重県PTA安全互助会会費
	小計	100,000	
児童活動費	児童祝賀費	220,000	入学祝(防災頭巾)、卒業祝(筒・卒業記念品等)
	行事指導費	10,000	学校行事・クラブ・委員会活動補助
	小計	230,000	
教育振興費	人権等教育振興費	25,000	人権・国際理解教育研修会参加費等
	環境整備費	350,000	環境整備、入学式・卒業式生花
	運営費	25,000	研修・諸団体負担金補助
	小計	400,000	
予備費	10,000	(次年度当初負担金支払い用含む)	
合計	835,000		

四日市市立塩浜小学校PTA規約

第1章（名称）

第1条

本会は、四日市市立塩浜小学校PTAと称し、事務局を四日市市立塩浜小学校内に置く。

第2章（目的）

第2条

本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭及び地域における教育環境の改善、充実を図るため必要な活動を目的とする。

第3章（活動方針）

第3条

本会の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 学校・家庭・地域社会における児童の健全育成を図る。
- (2) 児童を取り巻く教育環境の安全確保・学校設備充実等を図る。
- (3) 会員相互の研修を深め、その親睦を図る。
- (4) その他、本会の目的を達成する為に必要とされること。

第4条

本会は、本旨に基づく民主団体として以下の方針に従い活動する。

- (1) 目的を同じくする他の団体、機関と協力する。
- (2) 宗教的、政治的、営利的活動は行わない。
- (3) いかなる個人、団体、機関からの干渉を受けないこと。
- (4) 学校の管理運営に関する事項には干渉しないこと。

第4章（会員）

第5条

本会は、本校に在籍する児童保護者と本校に勤務する教職員をもって組織する。

第6条

会員が以下のいずれかに該当するに至ったときは、常任委員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他、除名すべき正当な事由が生じたとき。

第5章（役員）

第7条 役員の人数

本会には、以下の役員をおく。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 会長 | 1名（保護者） |
| (2) 副会長 | 1名（保護者） |
| (3) 書記 | 3名（保護者・教頭・教職員） |
| (4) 会計 | 2名（保護者・教職員） |
| (5) 専門部長 | 各部1名（保護者） |
| (6) 学級委員 | 各学級1名（保護者） |
| (7) 地区代表 | 各地区1名（保護者） |
| (8) 顧問 | 2名（前PTA会長・学校長） |
| (9) 会計監査 | 1名（前PTA書記） |
- (10) (1)～(4)および(8)～(9)までを常任委員とする。
 - (11) (1)～(4)までを本部役員とする。
 - (12) (5)を理事とする。
 - (13) (6)～(7)までを専門委員とする。

第8条 役員の任期

- (1) 本部役員の任期は当該年度の始めから翌々年度総会までの2年とし、再任を妨げない。
- (2) 理事の任期は当該年度の始めから翌年総会までの1年とし、再任を妨げない。
- (3) 専門委員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。
- (4) 顧問・会計監査の任期は当該年度の始めから翌年度総会までの1年とし、再任を妨げない。

第9条 役員の補充

- (1) 役員に欠員が生じたときは、補欠が欠員役職の任務にあたる。補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- (2) 本部役員・理事の補欠期間は新役員選出の10月より翌年9月30日までとする。
- (3) 本部役員・理事の補欠期間終了後に欠員が生じたときは、役員内で欠員役職の任務を代行する。
- (4) 学級委員の補欠期間は新役員選出の12月より翌年度3月31日までとする。
- (5) 地区代表・市P連本部役員の補欠は設けない。

第10条 役員を選出

役員選出規定は、別に定める。

第11条 役員の免除

- (1) 本部役員1回、理事2回以上、市P連本部役員経験者は、永年免除とする。なお、立候補による再任は妨げない。
- (2) 理事1回経験者は、任期満了後3年間免除とする。なお、立候補による再任は妨げない。
- (3) 塩浜中学校会長経験者は、本部役員選出免除とする。なお、立候補による再任は妨げない。
- (4) 来年度以下役員に選任されている者は免除とする。

【本部役員・理事選出免除対象役員】

市P連本部役員、本校本部役員・理事・顧問・会計監査、
保育園・幼稚園・中学校・高校の本部役員、育成会会長、地区代表

【学級委員選出免除対象役員】

市P連本部役員、本校本部役員・理事・顧問・会計監査、地区代表、
本校本部役員補欠・理事補欠、
保育園・幼稚園・中学校・高校の会長のみ、
学級委員の経験者（学級委員経験対象となった児童の学年のみ免除有効）

- (5) 専門委員のみの経験者は、本部役員・理事選出免除としない。
- (6) 地区代表経験者は、各地区の規定・状況により免除とはならない。
- (7) 特殊事情

(1)～(4)の免除者に該当しない会員についても、会長または顧問（学校長）の判断により、転入、転出、病気等、その他配慮すべき事情のある者は免除とする。
なお、当該事情については秘匿を要するものも混在するため、事情や免除の肯否を原則として公表せず、取り扱いには十分に配慮する。

第12条 役員の任務

- (1) 会長は、一切の会務を統括する。また、翌年度は顧問とする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その任務を代行する。
また、翌年度は会長とする。
- (3) 会計は、すべての出納に関する事務を処理し、記録保管する。
また、翌年度は書記とする。
- (4) 書記は、会のすべての活動状況を記録保管し、運営に関する庶務を行う。
また、副会長を補佐し、副会長に事故のあるときは、その任務を代行する。
なお、翌年度は会計監査とする。
- (5) 会計監査は、毎年3月末に会計の監査を行う。
またPTA広報誌の作成にあたる。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。
- (7) 各専門部長は、会務を審議し、各部を総括する。
- (8) 学級委員は、各学級の庶務、連絡等にあたる。
- (9) 地区代表は、各地区の庶務、連絡等にあたる。

第6章（会議）

第13条

本会の会議は総会・常任委員会・役員会・全体委員会・専門部会・学級部会・地区部会とする。

第14条

総会は以下のように開催する。

- (1) 総会は、毎年度始めとし、必要事項を報告、審議決定する。なお、形式としては書面総会とする。
- (2) 臨時総会は、常任委員会または、会員の3分の1以上の要求があれば、開くことができる。
- (3) 書面総会は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとし、会員（児童在籍世帯数）の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。
- (4) 書面総会での審議は、議決権行使書に基づき、その過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは、否決とする。

第15条

常任委員会は、本部役員・顧問・会計監査で構成し、必要に応じて会長が召集し、会務を審議する。

第16条

役員会は、本部役員・理事・顧問・会計監査で構成し、必要に応じて会長が召集し、会務を審議する。

第17条

全体委員会は以下のように開催する。

全体委員会は、必要に応じて臨時的に全体委員会（常任委員・理事・学級委員・地区代表）を開くことができる。

第18条

専門部会は、必要に応じて会長または各専門部長が召集し、必要事項を協議する。

第19条

学級部会は、必要に応じて会長または各学級委員が召集し、必要事項を協議する。

第20条

地区部会は、必要に応じて会長または各地区代表が召集し、必要事項を協議する。

第21条

各会において、会長が本旨に基づき必要と認めた場合は、構成員以外を招致することができる。

第7章（部会）

第22条 専門部会

専門部会は、各専門部部長・学級委員・地区代表及び教職員によって構成され、以下の各部にわかれて活動する。

（1）環境部

- ・校内整備、校外における児童の交通安全、生活指導
- ・学校行事の支援及び地域との連携活動

（2）健康部

- ・児童、会員の健康の増進に関すること
- ・学校行事の支援及び地域との連携活動

第23条 学級部会

学級部会は、学級会員によって構成され、学級の教育活動に協力する。

（1）学級委員は、学級部会の中心として、その運営にあたる。6年の学級委員は、卒業準備を補欠と協同し進める。

（2）学級委員は、健康部に所属し、全体役員会に出席する。

第24条 地区部会

地区部会は、地区会員によって構成され、担当地区児童の交通安全及び生活指導にあたる。

（1）地区代表は、地区部会の中心として、その運営にあたる。

（2）地区代表は、環境部に所属し、全体役員会に出席する。

（3）地区編成は以下10地区とする。

- ・磯津東西 ・磯津南北 ・川合、浜旭、浜住 ・本町1、本町3、御園1
- ・本町2 ・大里、栄 ・小浜、大池 ・御園2、柳、中里
- ・海山道、大井の川 ・馳出、七つ屋、高旭、宮東

（4）地区の合併は、地区編成区分の世帯数が2世帯以下となった場合、地区の分離は、世帯数が20世帯以上となった場合、常任委員会にて協議を開始する。

（5）地区編成区分は、世帯数の状況により、数年に一度、常任委員会にて見直しを図る。

第8章（会費）

第25条

（1）本会の経費は、会費（活動費）及びその他の収入をもって充てる。

（2）本会の会費は、月額1世帯400円とする。

（3）本会の会費は、転入の場合は翌月から徴収する。転出の場合は在籍月を徴収する。

第26条

本会の会計は、総会において議決された予算計画に基づいて行われる。

第27条

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第28条

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章（附則）

第29条

四日市市立塩浜小学校PTA慶弔規定は、別に定める。

第30条

四日市市立塩浜小学校PTA保護者役員選出規定は、別に定める。

第31条

本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理については適正に行い、目的以外の使用はしない。役員は個人情報の保護に関する法令遵守意識をもち、個人情報保護に努める。

第32条

本規約の改正は、常任委員会の審議を経て、総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。

令和2年9月1日改定

令和5年9月1日改定

〔参考資料〕 R5年9月1日改定の概要

〔改定前〕

~~第5章 第7条 (6) 専門副部長各部2名 (保護者・教職員) *削除~~

〔削除理由〕

児童数の減少に伴い世帯数も減少傾向にあり、今後更なる減少が予想されることを懸念し理事の任期を1年とする。少ない世帯でもそれぞれの役員活動が無理なく行なえるようにするため。

第5章 第8条

〔改定前〕

(1) 本部役員・理事の任期は当該年度の始めから翌々年度総会までの2年とし、再任を妨げない。

〔改定後〕

(2) 理事の任期は当該年度の始めから翌年総会までの1年とし、再任を妨げない。

〔改定理由〕

児童数の減少に伴い世帯数も減少傾向にあり、今後更なる減少が予想されることを懸念し理事の任期を1年とする。少ない世帯でもそれぞれの役員活動が無理なく行なえるようにするため。

第5章 第11条

〔改定前〕

(4) 来年度以下役員に選任されている者は免除とする。

【本部役員・理事選出免除対象役員】

市P連本部役員、本校本部役員・理事・顧問・会計監査、
保育園・幼稚園・中学校・高校の本部役員、育成会会長、地区代表
塩子連本部役員 (育成会会長注1)

注1：来年度育成会会長から来年度塩子連本部役員が決定している者に限る。

〔改定後〕

(4) 来年度以下役員に選任されている者は免除とする。

【本部役員・理事選出免除対象役員】

市P連本部役員、本校本部役員・理事・顧問・会計監査、
保育園・幼稚園・中学校・高校の本部役員、育成会会長、地区代表

〔改定理由〕

R4年度塩子連の解散が決定したため。

第5章 第12条

〔改定前〕

(5) 会計監査は、毎年3月末に会計の監査を行う。

〔改定後〕

(5) 会計監査は、毎年3月末に会計の監査を行う。

またPTA広報誌の作成にあたる。

〔改定理由〕

R5年より広報部の廃止を決定したため。

〔改定前〕

~~(8) 各専門副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その任務を代行する。~~

~~また、翌年度は各専門部長とする。~~

*削除

〔削除理由〕

R5年より理事の任期を1年とするため。

第6章 第17条

〔改定前〕

(1) 全体委員会は、本部役員・理事・顧問・会計監査・学級委員・地区代表で構成し、毎年度終わりに必要事項を報告・協議する。

〔改定後〕

全体委員会は以下のように開催する。

全体委員会は、必要に応じて臨時的に全体委員会（常任委員・理事・学級委員・地区代表）を開くことができる。

〔改定理由〕

開催されていないため。

〔改定前〕

~~第7章 第22条(2) 広報部 *削除~~

〔削除理由〕

広報部廃止のため。

四日市市立塩浜小学校PTA慶弔規定

第1条（目的）

本規定は、四日市市立塩浜小学校PTA規約第9章29条に基づき、会員（保護者、教職員ならびにその家族）の慶事および弔事に関する事項を定める。

第2条（慶事）

- (1) 塩浜小学校PTA活動、教育振興について特に功労ありと認める場合には、常任委員会の決議により、表彰することができる。
- (2) 本校児童で、その行為が他の児童の模範と思われる場合には、常任委員会の決議により、会長がこれを表彰する。

第3条（弔事）

本校児童・会員・教職員死亡の場合は、以下弔慰金をおくる。

- | | |
|----------|------------|
| ・ 児童の場合 | 弔慰金 5,000円 |
| ・ 会員の場合 | 弔慰金 5,000円 |
| ・ 教職員の場合 | 弔慰金 5,000円 |

第4条（見舞）

- (1) 本校児童が病気、事故等により、欠席が長期におよぶ場合は、以下見舞金をおくる。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・ 1ヶ月におよぶ場合 | 見舞金 3,000円 |
| ・ 引き続き3ヶ月におよぶ場合 | 見舞金 3,000円 |
| ・ 引き続き1年におよぶ場合 | 見舞金 3,000円 |

- (2) 会員（保護者、教職員ならびにその家族）が、災禍により被害をうけた場合、常任委員会の決議により、見舞金をおくることができる。

第5条（経費）

本規定の慶弔金はPTA会計により支出する。

第6条（その他）

緊急性の事柄については、会長または顧問(学校長)で協議、決定し、常任委員会にて報告する。その他の慶弔、協議すべき事柄等については、常任委員会で協議し、決定する。

第7条（改正）

本規定の改正は、常任委員会の審議を経て、総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。

第8条（附則）

本規定は、平成26年6月7日から施行する。

四日市市立塩浜小学校PTA保護者役員選出規定

第1条（目的）

本規定は、四日市市立塩浜小学校PTA規約第9章30条に基づき、翌年度保護者役員選出に関する事項を定める。

第2条（選出順序、時期、免除等）

（1）以下順序にて選出する。

- ア. 本部役員 毎年10月末運動会後
- イ. 理事 毎年10月末運動会後
- ウ. 学級委員 毎年2学期学校保健委員会～3学期授業参観終了後（新1学年は入学式後）
- エ. 地区代表 毎年9月末

（2）PTA規約第5章11条に基づき、対象となる保護者は選出免除とし、取り扱いには十分に配慮する。

（3）選出は立候補者を優先とし、立候補による再任を妨げない。

第3条（本部役員）

（1）本部役員4名（会長・副会長・会計・書記）のうち、2名（副会長・会計）補欠1名を選任する。

（2）四日市市PTA連絡協議会本部役員は当該年度に1名選任する。

（3）事前に、1年生（新2年）～3年生（新4年）を対象とした役員選出アンケートを実施し、立候補者が定員数に満たない場合、3年生（新4年）の保護者より、選出集会にて公開抽選で選出する。

（3）欠席者も選出の対象とする。やむを得ず出席できない場合は、委任状を提出する。

第4条（理事）

（1）理事2名（各専門部長）のうち、2名（各専門部長）と、補欠1名を選任する。

（2）事前に、4年生（新5年）を対象とした役員選出アンケートを実施し、立候補者が定員数に満たない場合、4年生（新5年）の保護者より、選出集会にて公開抽選で選出する。

（3）欠席者も選出の対象とする。やむを得ず出席できない場合は、委任状を提出する。

第5条（学級委員）

（1）学級委員1名（健康部員1名）と、補欠1名を選任する。

（2）立候補者がいない場合、2学期保健委員会終了後、公開抽選で選出する。

（3）5年生（新6年）から順次選出し、決定後、下の学年に伝える。

（4）欠席者も選出の対象とする。やむを得ず出席できない場合は、委任状を提出する。

第6条（地区代表）

（1）四日市市立塩浜小学校PTA規約第7章24条3項の地区編成区分より、各地区代表1名（環境部員1名）を選任する。

（2）選出方法は、各地区の互選による。

（3）役員に欠員が生じたときは、該当地区より再選出を行う。

第7条（市P連本部役員）

（1）四日市市PTA連絡協議会本部役員の選出方法は、当該年度塩浜小学校保護者会役員選出規定第3条に基づき選出し、常任委員会にて協議決定する。

（2）役員に欠員が生じたときは、再度、当該年度常任委員会にて協議のうえ、選任する。

第8条（改正）

本規定の改正は、常任委員会の審議を経て、総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。

令和2年9月1日改定

令和5年9月1日改定

〔参考資料〕 R5年9月1日改定の概要

〔改定前〕

第2条

(1) 選出順序・時期・免除等

- ア. 本部役員 毎年10月
- イ. 理事 毎年10月
- ウ. 学級委員 毎年3学期（新1年生は入学式後）
- エ. 地区代表 毎年3学期

〔改定後〕

- ア. 本部役員 毎年10月末運動会後
- イ. 理事 毎年10月末運動会後
- ウ. 学級委員 毎年2学期学校保健委員会～3学期授業参観後（新1学年は入学式後）
- エ. 地区代表 毎年9月末

〔改定理由〕

選出時期を早め、時期を変えることにより、同地区から複数人の立候補、選出者のリスクがなくなる。
（同地区から複数人の立候補、選出者が出ることにより、育成会、地区代表などの選出が困難な地区もある）
減少傾向にある地区もそうでない地区も平等に選出できる。

〔改定前〕

第4条

(1) 理事6名（各専門部長2名・各専門副部長3名）のうち、3名（各専門副部長）と、補欠1名を選任する。

〔改定後〕

(1) 理事2名（各専門部長2名）のうち、2名（各専門部長）と、補欠1名を選任する。

第5条

〔改定前〕

(2) 3学期の学級懇談会で立候補者がいない場合、公開抽選で選出する。

〔改定後〕

(2) 立候補者がいない場合、3学期授業参観終了後、公開抽選で選出する。

〔改定前〕

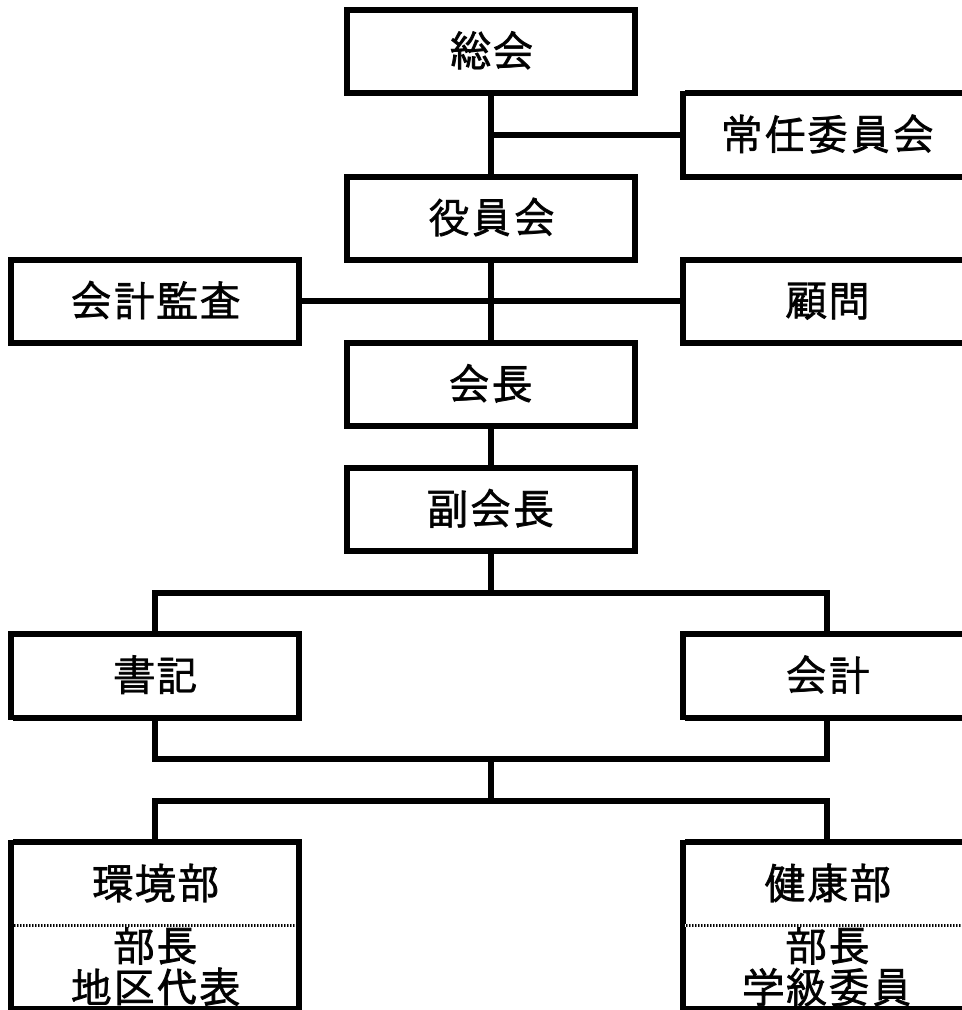
~~(2) 学級懇談会は、全学年同日に行うことができ、司会・進行・抽選は今年度の学級委員が行う。~~

〔削除理由〕

開催されていないため。

* 削除

四日市市立塩浜小学校PTA組織図



参照URL：<http://www.yokkaichi.ed.jp/~shiohama-s/>
(メニュー▶PTA)